下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大橋　和範
税理士名簿登録番号　第91352号
税理士事務所　茨城県行方市行方1978番地１

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月28日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大堀　重男
税理士名簿登録番号　第39109号
税理士事務所　群馬県前橋市大友町２丁目４番地11

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月26日から１年２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大森　裕美（戸籍名　大木　裕美）
税理士名簿登録番号　第113524号
税理士事務所　神奈川県中郡大磯町大磯1096番地１―201

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月27日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　小笠原　稔
税理士名簿登録番号　第46604号
税理士事務所　香川県丸亀市土居町３丁目７番８号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月29日から７月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　坂元　主税
税理士名簿登録番号　第83988号
税理士事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町10―５クリエ川崎９Ｆ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月28日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　崎　　豊
税理士名簿登録番号　第130353号
税理士事務所　東京都大田区中央１丁目９番17号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月28日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　佐土原　源
税理士名簿登録番号　第79438号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区道修町２丁目１番10号Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル７階

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月29日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　塩谷　一樹
税理士名簿登録番号　第105078号
税理士事務所　東京都千代田区一番町９番地８ノザワビルディング６Ｆ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月27日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　進藤　暉彦
税理士名簿登録番号　第36939号
税理士事務所　東京都江東区古石場１丁目１番２号加藤ビル２階

下記の法人については、税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の20第１項の規定に基づき、平成30年６月29日から７月の業務の全部の停止の処分を行ったので、同法第48条の20第２項において準用する同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士法人　税理士法人ちから
税理士法人名簿税理士法人番号　第2597号
税理士法人事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町10―５クリエ川崎９Ｆ

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び同法第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　高木　玲子
税理士名簿登録番号　第34654号
税理士事務所　神奈川県相模原市中央区陽光台２丁目１番26号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月29日から１年１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　田中　睦英
税理士名簿登録番号　第78940号
税理士事務所　愛知県豊橋市向山台町13番地の７

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　中村　一信
税理士名簿登録番号　第107181号
税理士事務所　佐賀県三養基郡上峰町大字坊所450番地11

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成30年６月28日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　羽原伊久雄
税理士名簿登録番号　第73854号
税理士事務所　大阪府大阪市中央区農人橋１丁目４番31号ＡＸＩＳ谷町ビル６階Ｃ号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月28日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　平田　芳樹
税理士名簿登録番号　第45588号
税理士事務所　石川県金沢市泉本町２丁目111番地３

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年６月26日から10月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　福安　房雄
税理士名簿登録番号　第51384号
税理士事務所　福島県郡山市並木５丁目７―27

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成30年７月２日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成30年７月６日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　藤森　正敏
税理士名簿登録番号　第79286号
税理士事務所　東京都千代田区神田三崎町２丁目16番５号